

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（土地利用規制法）の廃止を求める意見書提出」を求める請願書

紹介議員 大久保清美



「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（土地利用規制法）の廃止を求める意見書提出」を求める請願

【請願趣旨】

昨年6月の通常国会において「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下、土地利用規制法）が可決、成立し、今年9月の全面施行に向けて政省令の準備が進められています。この法律は、政府が安全保障上重要とする施設などの周辺と国境離島等に暮らす全住民を監視対象にし、土地・建物の利用を中止させることを可能にするものです。

規制の対象となる「重要施設」とは、法律によると、①自衛隊・米軍基地、②海上保安庁施設（港、灯台など）、③「生活関連施設」だと定義されています。「生活関連施設」について、政府は原発や軍民共用空港だといいますが、条文上の限定はありません。法の検討過程では、「国民保護法に規定される『生活関連等施設』が参考になる」と議論されており、発電所や水道施設、1日10万人以上が利用する駅、放送局や港湾、空港、河川管理施設などの指定が想定されますが、今後内閣が制定する「政令」で定めるとしています。

そして、これらの「重要施設」の周囲約1キロメートルと国境離島等を「注視区域」に指定し、その区域内の土地・建物の所有者や賃借人などすべての住民を調査することができます。その結果、「重要施設」や国境離島等の「機能を阻害する行為」やその「明らかなおそれ」があれば、利用中止の勧告・命令を行うことができます。さらに、「注視区域」のうち特に重要とみなすものは「特別注視区域」に指定し、その区域内の一定面積以上の土地・建物の売買に事前に届出を義務付けるというものです。命令に違反すれば、「2年以下の懲役若しくは2百万円以下の罰金」が科せられ、人権侵害の可能性も否定できません。

この法律の重大な問題は、どこで誰をどのように調査・規制するのかという核心部分をすべて政府に白紙委任していることです。「注視区域」や「特別注視区域」をどういう基準で指定するのか、「重要施設」や国境離島等の「機能を阻害する行為」やその「明らかなおそれ」をどう判断するのか、住民にどのような調査・規制を行うのか具体的なことはまったく書かれておらず、政府の裁量任せとなっています。

このことにより、調査の範囲が住民の職歴や思想信条、家族・交友関係にまで広がる恐れがあり、本市を含めた地方自治体には、情報提供や住民監視の調査活動が求められることになりかねません。基本的人権の尊重、地方自治の本旨にも反するもので、断じて許されることではありません。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記請願項目について、意見書を政府関係機関に提出することを求めます。

【請願項目】 土地利用規制法の廃止を求める意見書を提出すること

2022年5月24日

請願者 水戸市見川5丁目127-281

茨城県平和委員会事務局長 篠原 睦美

ひたちなか市馬渡2525-304

ひたちなか平和の会会長 人見忠男



ひたちなか市議会議長 大谷隆殿